

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成31年1月28日(月)午後7時00分～午後9時40分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
- 2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 萩 原 美由紀
- 4 番委員 吉 田 眞 理
- 5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	川 口 博 幸
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
図書館長	古 矢 智 子
スポーツ課長	尾 沢 昌 裕
青少年課長	吉 野 る み
文化財課副課長	田 村 直 美
教育指導課指導・相談担当課長	高 田 秀 樹
保育課施設整備担当課長	佐 次 安 一
教育指導課指導主事	大須賀 剛
教育指導課指導主事	瀬 戸 由里子
学校安全課副課長	高 田 恭 成
教育指導課副課長	瀬 戸 浩
教育指導課副課長	齋 藤 吉 弘
保育課副課長	高 瀬 聖

(事務局)

教育総務課副課長	前 島 正
教育総務課主任	小 林 綾 野

#### 4 協議事項

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について（追加）（教育指導課）

#### 5 議事日程

日程第1 議案第1号 平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について  
（教育指導課）

日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

#### 6 報告事項

（1）学期制検討の経過について（教育指導課）

（2）不登校重大事態発生に伴う諮問について（教育総務課）

（3）市議会12月定例会の概要について（教育部・文化部）

#### 7 議事日程

日程第3 議案第2号 市議会定例会提出議案（平成31年度予算案）に同意することにつ  
いて【非公開】（教育部・文化部・青少年課）

日程第4 議案第3号 市議会定例会提出議案（小田原市図書館条例の一部を改正する等の  
条例）に同意することについて【非公開】（図書館）

日程第5 議案第4号 市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正す  
る条例）に同意することについて【非公開】（図書館）

日程第6 議案第5号 市議会定例会提出議案（平成31年3月補正予算案）に同意するこ  
とについて【非公開】（教育部）

日程第7 議案第6号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することにつ  
いて【非公開】（追加）（学校安全課）

#### 8 議事等の概要

##### （1）教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

##### （2）12月定例会会議録の承認

##### （3）会議録署名委員の決定…和田委員、萩原委員に決定

栢沼教育長…ここで、本日の日程についてお諮りいたします。本日の日程に、協議事項とし  
て「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について」及び議案第6号  
「市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて」を  
追加したいと思っております。これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

栢沼教育長…御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたしま  
す。

議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、議案第2号「市議会定例会提出議案（平成31年度予算案）に同意することについて」、議案第3号「市議会定例会提出議案（小田原市図書館条例の一部を改正する条例等）に同意することについて」、議案第4号「市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて」、議案第5号「市議会定例会提出議案（平成31年3月補正予算案）に同意することについて」及び、ただいま追加議案とした議案第6号「市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて」は、平成31年3月小田原市議会定例会への提出案件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

栢沼教育長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第2号から第6号までを非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

栢沼教育長…全員賛成により、議案第2号から第6号までは、後ほど非公開での審議といたします。

（4）協議事項 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について （教育指導課）

教育指導課長…それでは、私から説明申し上げます。資料5-1を御覧ください。

まず、検討の経緯について御説明します。

既にいろいろな場で御説明しておりますが、公立幼稚園の利用園児数は年々減少し、園によっては適正な集団規模を確保できない一方で、公立保育所においては、園によっては定員を超えて受け入れている状況にあります。また、アレルギーへの対応等、特別な配慮が必要な園児の増加や施設の老朽化など、公立の就学前教育・保育につきましても、様々な課題があります。

そこで、本市として、小田原市の就学前教育・保育のあり方や公立施設の役割と施設整備の方向性についての検討を始めることとし、平成30年8月に開催した総合教育会議におきまして、「小田原市就学前教育・保育のあり方」の基本方針を今年度末までに策定することとし、その方向性等を御提示させていただきました。しかしながら、本市の就学前教育・保育におきましても、これまで民間施設が担ってきた部分が大きいことから、全市的なあり方を考えるうえで、まず、今年度は公立幼稚園・保育所の今後のあり方についての考えをまとめ、それをベースにして次年度に私立の幼稚園や保育所等との意見交換等を行

い、市全体の就学前教育・保育の質の向上に向けた取組について整理していくこととしたものです。

次に、今後重点的に推進する事項でございますが、今年度まとめます「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を基に、公立幼稚園・保育所にかかる重点的な取組として、次の①～③について推進してまいります。

①公立幼稚園・保育所の統合・廃止の推進、②認定こども園モデル園の整備に向けた準備、③就学前教育・保育を管轄する組織の統合化、の3点について、次年度から具体的な取組を始めていく予定です。

なお、別紙に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子）案」を添付いたしました。今回お示ししたものは、あり方の骨子としておりますが、今後、総合教育会議等でも、御出席の委員の皆様から御意見等を頂戴しながら、まとめていく予定でございます。

それでは、資料5-2を御覧ください。骨子について御説明します。

まず、1ページですが、国全体の教育・保育を取り巻く状況と、本市の就学前教育・保育の現状と課題を記載します。

ページを開いていただいて、内側2ページです。就学前教育・保育のあり方について、本市はこう考えていきますという、基本的な考え方を示します。子どもが主体であることを全ての基本とし、その前提として子どもの人格形成において重要な「養護」を教育・保育の基礎として重視することを示していきます。また、就学前から中学校卒業までつながる一貫した目標をもって、発達段階に合わせた教育・保育を行うことが望ましいと考え、めざす子ども像を、義務教育終了までを一貫して「未来を創るたくましい子ども」とし、学校教育振興基本計画同様に、重視する5つの側面の成長が図られるよう環境を整えていくこと、そして、「養護」の重要性について、表現したいと考えています。

次に3ページになりますが、「公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を記載します。まず「公立施設が果たす役割」として、5点挙げたいと考えています。1点目は「就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割」です。本市ではこれまでも幼保一体化の具体として、認定こども園の設置を検討してきました。認定こども園モデル園を整備し、共通カリキュラムに基づいた教育・保育を実施していくことや、保育者の働きやすい環境づくりを進めることなどについて考えていきます。

2点目は、インクルーシブな環境づくりに対する役割、3点目は幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割、4点目は、地域の子育て支援の拠点としての役割、そして5点目が、量的・地域的な不足に対する補完施設としての役割です。

これらの公立が果たす役割につきましては、2月12日の総合教育会議において、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

今回、公立施設が果たす役割について5点挙げたいと考えておりますが、では具体的に何をしていくのか、何をすべきかといったところについては、さらに議論を積み上げる必要があると考えています。委員の皆様からも、公立の果たす役割という意味で、公立幼稚園・保育所、あるいは園での取組にとどまらず、市全体の施策に期待すること、どのような取組を進めて行くと効果的かといったことについて率直な御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に4ページになります。2公立施設運営における今後の取組として、次の2点を早期に重点的に進めたいと考えています。1点目は、認定こども園モデル園の開設と施設の整理・統合です。複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園モデル園を新設し、そこでの効果検証と共に、保育ニーズや施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の整理・統廃合を行います。2点目が、就学前教育と保育を管轄する組織の統合化です。教育・保育の質の向上や、幼保一体化に向けては、まず、担当部局が一体となることが有効とされています。所管の組織統合等により、質の向上のための基盤の整備や、より効率的な人事運用が可能となると考えます。

この公立施設運営における今後の取組についても、総合教育会議で御意見をいただきたいと考えております。特に認定こども園に期待することや、現在の公立の施設の現状に対する御意見が何えればと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、この「あり方」を踏まえて、公立幼稚園・保育所の施設の統合・廃止や、認定こども園モデル園の開設について具体的な検討を開始するとともに、平成32年度から計画期間がスタートする「小田原市子ども・子育て支援事業計画」のなかにも反映させていくこと、そして私立幼稚園や民間保育所等と意見交換を行いながら、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理していきたいと考えております。

なお、この「あり方」のなかで公立幼稚園の今後の方向性等、公立幼稚園にかかる具体的な取組につきましては、今後教育委員会定例会で議決していただくこととなりますので、御承知おきください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(質疑)

和田委員…この問題は、何年にもわたって議論してきており、その内容が盛り込まれて、整理がされていると思います。これを基に、今後具体的に詰めていく資料としてとても良いと思いました。

栢沼教育長…この件については、これまでも各委員から御意見をいただいております。それらもこのなかには含まれております。教育指導課長からも説明がありましたが、これは骨子で、これを基に、2月に開催される総合教育会議では、このテーマが主たる議題となっておりますので、本日は時間的にも細部まで目を通すのは難しいと思っておりますので、そこまでに御意見等をまとめていただければと思います。

吉田委員…2月の総合教育会議の前に、この骨子について知りたい点などを質問して説明をいただきたいと思っております。本日は十分に読めておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

栢沼教育長…吉田委員の御意見にありましたように、各委員からも総合教育会議までにお気づきの点等がございましたら、事務局に御連絡くださいますようお願いいたします。

(その他質疑・意見等なし)

以上で、保育課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(保育課職員 退席)

(5) 日程第1 議案第1号 平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から説明申し上げます。資料を御覧ください。委員の皆様には、平成31年度の調査への参加と、参加した場合の結果の公表について御審議いただきますが、その前に、調査の概要について御説明します。

まず、調査対象は、小学校6年生・中学校3年生の原則として全児童生徒です。調査事項は、児童生徒に関する調査の教科に関する調査として、小学校が国語及び算数、中学校が国語、数学及び英語となっております。また児童生徒への質問紙調査と、学校に対する質問紙調査も実施されます。1枚おめくりいただき、実施日は平成31年4月18日(木)となります。

次に、平成31年度に初めて実施される中学校英語の話すことに関する調査ですが、初めて各学校のコンピュータ教室等のPC端末等を活用し、音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、平成31年度に限り、特例的な措置として、以下の通り取り扱うこととされています。

そのなかで①ですが、「話すこと」に関する問題については、設置管理者が各学校のICT環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえたうえで検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」に関する問題を実施しないこととすることができるとされています。

次に、調査結果の取扱いに関する配慮事項について御説明します。

「調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して、説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにすることなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」と記されております。

また、①市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこととされており、2点目の2行目からになりますが「個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、教育上の影響等も踏まえ、必要性について慎重に判断すること」とされております。

また、③の3点目に「児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること」や4点目に「学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと」等が示されております。

以上のことを踏まえまして、平成31年度調査の参加及び、調査の結果の公表についてお伺いします。

まず、参加につきましては、事務局としましては、平成31年度調査につきまして、次のような理由で参加したいと考えております。

1 本調査は、平成31年度も全児童生徒対象の調査であることから、全国の他の自治体同様、調査に協力するため。

2 本調査は、小田原市の児童生徒の学力や学習状況を表す客観的な資料であり、結果を分析、活用することで児童生徒の学力向上に役立てることができるため。

3 本調査の結果は、教師の授業研究や教科指導に関する研修の成果を表す客観的な指標のひとつであると捉えられるためでございます。

しかしながら、中学校英語の「話すこと」につきましては、本市の各学校のICT環境の現状により、実施可能な範囲での参加としたいと考えております。

次に調査結果の公表につきましては、先ほど御説明した公表についての配慮事項と、神奈川県教育委員会においても、県内の市町村名や、県内の学校名を明らかにした公表はしていないこと等から、平成30年度と同様、市の結果についての公表としたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

(質疑)

萩原委員…各学校のICT環境はどのくらい進んでいるのでしょうか。何校くらいは学力状況調査に参加できそうかなどは把握されているのでしょうか。

教育指導課長…本市の場合、学校ごとに差異はございません。現在の状況では、市全体で参加はできませんが、次年度以降の対応もごございますので、1校程度は参加できるよう、試験的に環境を整えたいと考えております。

栢沼教育長…初めて、英語の「話すこと」について音声・録音方式で実施ということになりましたが、具体的なイメージとして、実際にどのように実施されるのかを教えてくださいたいと思います。

教育指導課指導主事…本市の場合は、セキュリティが高いため、USBをパソコンに挿すことができないという現状があります。ICTの研究でタブレットの貸出をしてもらっているものがあり、そのタブレットを使用して、できる範囲内で「話すこと」の調査に参加することを考えております。事前の検証は教育研究所で行っておりますが、タブレットにUSBでマイクを取り付け、流れてきた音声に対して生徒が言葉を発して回答し、それを録音したものをUSBに集約して文部科学省に提出するというようになっております。しかし、1クラス約30名と考えると、そこまでの台数はございませんので、いくつかのグループに分けて、生徒たちの入替を行いながら調査を実施する予定です。

栢沼教育長…ただ今の説明で、グループ単位で順次行くとありましたが、調査を待っている子供には他のグループの回答が聞こえてはいけませんよね。どこか他の教室等で待機するようになるかと思いますが、一斉に行えないので、調査が大変ではないかと思えます。

教育指導課指導主事…普通の教室での実施は難しいと考えております。充電等の問題もありますので、パソコン教室を使用し、10名程度ずつ入替制で行いたいと考えております。入替に時間がかからないように、例えば教室からパソコン教室等に移動し、終了した子供たちはいずれかの教室で待機するというように、学校、子供たちの動きがスムーズに行えるように教育研究所としても十分なサポートをしていきたいと考えております。

和田委員…最近、私の団体の子供たちが、中国語の検定テストで同様の試験を行いました。グループで行うため、回答が聞こえてしまい、優秀な子が一人いるとグループ全体で成績が良くなるということがありました。聞こえてくる問題が全員同じ問題なのか、それとも一人ずつ違う問題なのか、また、次の問題のインターバルが、他の人の回答を聞いて答えられるようであると、カンニングになってしまいます。こういった問題も想定されるかと思えます。

栢沼教育長…本市としては、まずは1校程度で実施し、次年度以降に備えていきたいということですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決



(6) 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）  
教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る条例議案について、市長から意見を求められました。教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。細部について御説明申し上げますので、資料を御覧ください。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与制度に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるための条例改正でございます。

内容といたしましては、記載のとおりでございます。条例の適用は、平成30年度の期末手当につきましては、平成30年12月1日とし、平成31年度以降の期末手当につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

以上で、報告第1号「事務の臨時代理の報告について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

報告事項(1) 学期制検討の経過について (教育指導課)  
教育指導課長…それでは、私から説明申し上げます。資料2を御覧ください。

まず、学期制検討の経緯ですが、本市では平成18年度から全小中学校で2学期制を実施しておりますが、平成29年3月の市議会定例会にて、「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」が提出され、「2学期制から3学期制に検討するよう求める」旨の採択がされたことから、教育委員会事務局におきまして、学期制についての検討を始めました。学期制の検討にあたっては、新学習指導要領の実施を踏まえた意見交換を行うために、「学期制検討に関する懇談会」を設置しました。なお、最終的には3学期制に戻すかどうかについては、教育委員会定例会の議決事項となります。

次に、懇談会の主な経過ですが、平成30年2月に第1回の懇談会を実施しまして、平成31年1月までに5回の懇談会と同じく5回の調査会を実施しました。調査会は、必要に応じて設置するもので、この5回で主に懇談会の議題についての基本的な資料作成等を行ってきております。懇談会の構成員は、学識経験者と、校長、教頭、総括教諭、教諭、保護者それぞれの代表と、教育行政関係者となっております。懇談会では、実態調査（アンケート調査）の実施に関する検討及び結果の分析と分析に基づく意見交換、学期制及び新学習指導要領実施に関する課題等についての意見交換を行ってまいりました。

次に実態調査について御説明しますので、別添1の資料を御覧ください。  
学期制のあり方等について、平成30年7月にアンケート調査を実施しました。対象と対象者数・回収数ですが、まず教職員、対象951名、回収944名、保護者、対象720名、回収416名、学校評議員・運営協議会委員、対象297名、回収262名となっています。

2ページを御覧ください。教職員の結果について、簡単に御説明します。  
小中学校の教職員併せて、また3学期制での指導経験のあるなしを指定しないかたちで、学期制のあり方をどう考えるのか、また、主な意見についてのみ御説明申し上げます。

まず、学期制のあり方については、2学期制が良い、どちらかと言えば2学期制が良いという回答を合わせると76.3%、3学期制が良い、どちらかと言えば3学期制が良いという回答は23.3%となりました。2学期制が良いと回答した理由としては、「3学期制に戻すには、行事や教科の指導計画の見直しを図る必要があり、子供への影響もある」「新学習指導要領への対応も含めて一層教員が多忙となることによる子供への影響が大きいなど、マイナスが多い」「子供にとっても教職員にとっても2学期制が定着している」という意見がありました。3学期制が良いと回答した理由としては、「学期の初めと終わりがわかりやすく、子供たちが切り換えやすい」「日本の社会にあっている」「中学校においては進路用の成績を出している」ということが挙げられました。

次に保護者ですが、同様に小中学校併せた形で御説明します。2学期制が良いという回答は、35.3%、3学期制が良いという回答は64.8%です。なお、四捨五入しておりますので、100%にはなりません。2学期制と回答した理由には「長期休業前まで学習時間が確保されている」「3学期制に戻すと子どもも先生も混乱する」「2学期制になじんでいる」ということが挙げられました。3学期制が良い理由には「長期の休みが学期の区切りとなり、学校生活にメリハリがつけやすい」「夏休み前に成績が知りたい」という意見がございました。

10ページを御覧ください。次に、学校評議員、学校運営協議会委員ですが、2学期制が良いという回答は、50.2%、3学期制が良いという回答は49.8%でした。2学期制が良い理由には「2学期制で大きな問題はなく、夏休み前に教育相談するなどして、先生から学習面や生活面についてのアドバイスをいただけている」「現在でも授業時間数を確保することが難しいのに、3学期制になるとより難しいのではないか」「せっかく定着してきた2学期制を3学期制に戻して、子供や学校を混乱させることはないのではないか」という意見がありました。3学期制が良い理由には「長期休業前に学期の区切りをつけたほうが、気持ちや生活の切り替えがしやすいのではないか」「休業前に

成績をもらうことで、休業中に子供なりに目標をもって自主的に学習に取り組むのではないか」という意見がありました。

保護者や学校評議員・学校運営協議会の委員の御意見には、御自身が3学期制の経験しかないので、答えにくいというものが多数ありました。自分自身の経験のなかで判断するしかなく、その判断基準の設定について、多くの方が難しさを感じられたようでした。教職員からも「教育の良し悪しについて、自分自身の原体験で語られるので、学期制のメリット・デメリットについてを客観的に判断すべき」という意見がありました。また、2学期制が良いという回答のなかでも、「2学期制の趣旨を再確認すべき。本来目指していた2学期制と現在の状況は違ってきているのではないか」「夏季休業前の学習状況、評価のあり方について児童生徒にわかりやすい説明がほしい」という御意見がございました。一方、3学期制が良いという回答のなかでも「このアンケートに回答するのをきっかけに、2学期制について調べてみると、2学期制の方が良いように思えた。でも個人的には何となく3学期制が良い」「3学期制に戻すことで子供の負担が増えるのであればそのまま2学期制の方が良い」という意見があったことを御報告させていただきます。

次に、懇談会で出された主な意見を御説明しますので、資料2にお戻りください。大きく3つの内容について御説明します。まず、2学期制を実施してきた現状についての認識、次に課題、この課題には2学期制の課題とともに新学習指導要領を実施する上での課題についても意見が出されました。最後に実態調査（アンケート調査）を実施した結果を、今後、どのように反映させていくかということです。

まず、2学期制を実施してきた現状認識として、2点挙げております。1点目は児童生徒の学校、家庭、地域での生活に関してです。児童生徒の放課後や休日の過ごし方は多様になってきておりますが、平成14年度から実施されている完全学校週5日制は実施から17年を経過するところとなり、平成18年から実施している2学期制も13年を経過することとなり、学校や家庭、地域での過ごし方、生活のリズムが定着していることが挙げられます。同様に、2点目に挙げました、中学校の定期試験についても時期的なもの等を含めて、生徒・教員に定着が図られ、生徒は年間を見通して学習に取り組んでいるということを懇談会で確認しました。

続いて、課題です。裏面を御覧ください。大きく5点です。1点目は、成績や評価についてです。児童生徒の学習状況をより一層丁寧に説明することが必要であるということ。2点目は2020年度から小学校で、2021年度から中学校で完全実施される新学習指導要領への対応です。特に小学校3年生以上で年間35時間の授業時間が増加するのですが、その対応については、特に小学校において切実な課題となっております。特別の教科道徳や外国語科への対応、教材研究、保護者への説明も重要であること。3点目は2点目に関連する

のですが、新学習指導要領の実施で増加する35時間をどのように確保していくのか、その捻出が課題であるということです。今後、クラブ活動や委員会活動、学校行事等の削減や、長期休業日の削減を検討する必要が出てきています。4点目として、空調設備や給食についてです。長期休業、特に夏季休業日を削減する場合には、特別教室への空調設備の導入が必要となってくること、また、給食の実施回数の増加等についても検討する必要があること。5点目に、その他として、3学期制に戻す場合の具体的なスケジュールを立て、2学期制を継続する場合と比較検討する必要があること、併せて、学校で使用している校務支援システムの契約等について検討する必要があること。今後も「児童生徒にとってどうか」という視点で検討することが重要であること、教職員がゆとりをもって日々の教育活動にあたることが児童生徒にとって望ましい環境であると言えることから、教職員の働き方改革の視点も重要であるということが意見としてございました。

次に実態調査（アンケート調査）の結果を、今後どのように反映させていくかということです。先程も簡単にアンケート調査について御説明しましたが、保護者からは、夏季休業前に評価や成績がほしいという声が多く寄せられました。そのニーズを受け止め、夏季休業前までに児童生徒の学習状況をどのようにお伝えしていくか、夏季休業前の教育相談のあり方も含めて検討する必要があるのではないかと、また、通知表の様式の見直しも必要ではないかという意見が懇談会で出されました。

最後に今後の予定ですが、3月の第6回懇談会を経て、懇談会としてのまとめを作成し、平成31年度の教育委員会定例会で御報告します。その後、教育委員会定例会において、3学期制へ戻すのか、2学期制を継続するのかについて議決していただくこととなります。定例会での議決の結果については市議会へも報告することとなります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

（質疑）

吉田委員…資料の見方ですが、小中学校の教職員、保護者、そして学校評議員に聞いた2学期制が良いか、3学期制が良いかということの比較は、どこを見たらすぐに分かるのでしょうか。

教育指導課指導主事…資料の別添1の1ページを御覧ください。中段に教職員実態調査のアンケート項目が記載されており、そのなかの「⑧学期制のあり方」の回答で、1と2あわせて、どちらかという2学期制が良いという意見、3と4あわせて、どちらかという3学期制が良いという意見と捉えます。次に2ページを御覧ください。（1）小・中学校教職員の「⑧学期制のあり方」について、1の44.7パーセント、2の31.6パーセントあわせて76.3パーセントが、どち

らかというと2学期制が良いという意見です。反対に、3の16.7パーセント、4の7.0パーセント、あわせて23.7パーセントが、どちらかという  
と3学期制が良いという意見となります。同様に、保護者用アンケートについては7ページに記載しておりますが、教職員向けアンケートより項目が少ない  
ため、「③学期制のあり方」の欄となります。

吉田委員…多くのアンケート結果が記載されておりますが、学期制のあり方の検討に関するアンケート結果としては、「学期制のあり方」の欄だけを見れば良いということ  
でしょうか。

教育指導課指導主事…直接的な回答については、この箇所を重点項目としておりますが、現状から3  
学期制に回帰するとしたときに、今までの2学期制のあり方についての成果・  
評価をしているものが前段となります。様々な視点があるということから、全  
ての項目が関係すると考えておりますが、重点となるのは最後の項目になると思  
います。

吉田委員…前段の項目があっても、比較対象の項目がないため、判断ができないと思いま  
す。2学期制のときと3学期制のときを比べることができれば資料になりますが、  
どちらが良いかを選ぶときの質問項目の結果としては、どう良いのか、悪  
いのか分からないのではないかと思います。

教育指導課指導主事…比較としては、最後の質問項目になると思いますが、学期制の検討としては、  
それまでの評価のあり方や長期休業のあり方について、懇談会を主として意見  
交換を行っております。今後、提出させていただく学期制のまとめにおいて、  
これらの視点を踏まえた意見が出てくるかと思えます。

吉田委員…今後の定例会において、2学期制と3学期制のどちらが子供たちにとって良い  
かということをお話しするということですね。比較対象のない資料で判断はで  
きないと思えます。例えば、教員自身が、きめ細かい指導ができていると回答  
したとしても、3学期制と比べてというのはイメージでしかないわけです。ど  
のように判断材料を得たら良いのか教えていただきたいです。

教育指導課指導主事…2学期制、3学期制それぞれの客観的なメリット、デメリットといった資料が  
あれば良いと思うのですが、そういった資料は文部科学省にも他の自治体にも  
存在しないなかで、懇談会の意見交換のための一資料として活用している実態  
調査アンケートや、懇談会のまとめについても、点数的な評価の部分が多いか  
と思えますが、こういった資料を参考にいただき、審議していただくよう  
になるかと思えます。

教育部長…今日まで、懇談会と調査部会が何回か開催されており、実態調査として行った  
アンケートの結果を本日、経過報告としてお伝えしております。教育委員会と  
しては、まず、実態調査としてアンケートを行った結果がどうであったのか、  
また、大須賀指導主事が説明したとおり、アンケート調査の結果だけで、ど  
ちらが良いかということは判断ができないと思っており、資料2裏面の課題のそ  
の他で示したように、3学期制に戻す場合の具体的なスケジュールと2学期制

を継続する場合との比較検討や、導入しているシステムなどの、学校現場での様々なスケジュールの問題など、様々な点を総合的に提示させていただいたなかで、子供たちにとって何が一番良いのかを判断していただきたいと思っております。今回は、検討の経過報告となり、教育委員会で議論していただくような資料の体裁にはなっておりませんので御理解いただきたいと思います。あくまでも実態調査がどうであったのか、こういった課題を洗い出しているということの報告となり、教育委員会定例会で議決いただく際には、議論いただくための資料を御提示させていただく予定です。

吉田委員…平成29年3月市議会定例会でこの陳情が採択されたということですが、変えることは、とても大きなエネルギーや混乱が生じますが、それでも変えたほうが良いのではないかとということで検討を求められていると思います。その変えたほうが良いと思われる理由は、この議会のなかで出ているのでしょうか。エネルギーを使って変える必要がないくらい現状がうまくいっていれば検討する必要がないと思いますので、検討する必要がある理由を教えてください。

教育部長…採択されたというのは、議員が以前の3学期制が良いのではないかと考えており、実態を掴んで御意見をいただいたのかは把握しておりませんが、経験値という部分が大きいと思います。季節感、区切りとか、お休みの前に区切りで成績や通知票をもらうほうが分かりやすいという意見もございました。

教育指導課長…当時の陳情のなかには、3学期制から2学期制に変更することについて、市民全体の合意が取られていなかったのではないかとということが根底にあると捉えております。2学期制にすることで、時数の確保によって学力向上させるという狙いがあったにも関わらず、成果が出ているのかという疑問から、3学期制のほうが良いのではないかと意見もあり、3学期制に戻すことを踏まえて、現状の2学期制で良いのかをもう一度検討することが必要ではないかという議論が当時の厚生文教常任委員会でされたように記憶しております。根底には、3学期制から2学期制に変えたときに市全体で議論が十分でなかったということが大きな点であると思っております。2学期制になってどのようなメリットがあるのか、現状の良さについて、保護者や市民に説明をする必要性は考えております。

和田委員…2学期制を導入するときに、教職員の仕事の軽減と、9月始業に向けた一段階という2点が強調されてスタートしていたと思います。これが総論であり、アンケートの内容については、各論だと思います。議論する際に、いきなり各論から入ると混乱してしまいます。まず、総論として、どういう背景で2学期制が導入されるような根拠になったのかを調べられたら良いと思います。その次に各論だと思いますが、アンケート集計もそうですが、各論から入っているので、分かりにくくなっているのではないかと思います。教職員が、3学期制であれば3回行っていた成績等の作業が2学期制であれば2回に減るので、業務の軽減ということが言われていたと思います。しかし、実情としては従来と変

わらないので3学期制に戻したほうが良いのではないかという議論になっているのではないかと思います。

教育指導課指導主事…学期制検討に関する懇談会の出発点は、平成23年になります。教育委員会として2学期制を継続するという判断をしており、平成18年から2学期制を全市的に行い、平成22年、23年に学期制検討会を立ち上げ、そのなかで議論してきた結果、2学期制の継続が望ましいが、課題として意識していく必要がある項目が指針として示されました。学期制検討に関する懇談会は、平成23年の検討会で出されたまとめを出発点としております。そのため、アンケート等も、この項目を基に作成しております。平成23年に決定してから7年が経過した2学期制のあり方として、成果、課題、さらに、3学期制に回帰することを検討することを求めるという陳情が採択されたことにより、回帰した場合にはどうなるのか検討することが、次の議論であると考えております。

吉田委員…平成23年に同じ質問項目で調査しているのでしょうか。同じ項目であれば比較ができると思います。

教育指導課指導主事…違う質問内容になります。

吉田委員…その調査の質問項目と結果というものは、資料をいただくことはできますか。2学期制、3学期制の選択は、とても大切なことなので、一番良い方向で決められるように、参考になる資料であればいただきたいと思います。

栢沼教育長…ただ今お話のありました、平成23年のアンケートについては各委員へ資料の提供をお願いいたします。

教育指導課長…資料については、できるかぎり御用意させていただきたいと思っておりますので、平成23年の検討会について資料以外にも、新学習指導要領に移行する場合の想定などもお示しいたします。また、次の懇談会が3月に開催されますので、懇談会の場で話題にしてほしいことがありましたら、その後の結果をお伝えいたしますので、気になる点や資料等の御希望がございましたら御連絡いただきたいと思います。

栢沼教育長…教育委員会定例会で最終的に議決をすることになりますので、判断する材料がないと、どちらか決めることが難しくなってしまいます。現状のまとめとしての課題が、本日の資料の裏面で示されておりますが、これらの課題がどのようになるのかを最終的に整理していただき、提供いただきたいと思います。

森本委員…2学期制から3学期制への回帰については、様々な御意見があると思いますが、資料を読んでも分かりにくいところもありますので、どういうメリット、デメリットがあって3学期制への回帰を求めるという声が出てきたのかなど、ポイントを分かりやすくしていただくと検討しやすいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

栢沼教育長…これまでの経過等を含めて資料を整理していただきたいと思います。

吉田委員…アンケート結果についても開示するのに賛成意見と反対意見と分けて書いていただくと、教員、保護者、評議員それぞれが感じている良い点、悪い点があるかと思しますので、よろしくお願いします。

栢沼教育長…最終的に決定する委員へ、内容が整理され、容易に分かるようなまとめと、提示をお願いしたいと思います。各委員からも、不明点等や資料の要望等がありましたら事務局へ御連絡いただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

報告事項(2) 不登校重大事態発生に伴う諮問について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。資料3を御覧ください。

不登校重大事態発生に伴い、小田原市いじめ防止対策調査会に本件の調査等について諮問いたしましたので、御報告するものです。

資料3は調査会への諮問書でございます。教育長委任事務として平成31年1月21日付けで教育長から会長に諮問いたしました。

今後は、諮問事項に従い、調査会委員の皆様による事実関係の確認等が行われることとなります。

調査会は、非公開の第三者委員会として開催しておりますことから、会議の内容については御説明することができませんので、御容赦いただければと存じます。

以上で、報告事項(2)「不登校重大事態発生に伴う諮問について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

栢沼教育長…ここで、文化部の関連する議題にあたり、関係職員が入室し、席の移動を行いますのでお待ちください。

(文化部・青少年課入室)

報告事項(3) 市議会12月定例会の概要について (教育部・文化部)

教育部長…それでは私から報告させていただきます。資料1を御覧ください。

1ページは日程でございます。

12月定例会の会期は11月28日から12月18日まででございます。

12月3日に議案関連質疑、12月5日に厚生文教常任委員会、12月12日から12月18日までに、5日間一般質問が行われました。

次に2ページの厚生文教常任委員会でございます。



教育部及び文化部の関連といたしましては、議案が2件、陳情が2件、合計4件の審査がございました。

議案第95号「平成30年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）」につきましては、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、寄付、学校給食調理委託料の債務負担行為の設定及び、史跡石垣山保全対策事業の繰越に伴う補正予算でございます。

次の議案第118号「工事請負契約の締結について（小田原市立小中学校普通教室等空調設備設置工事）」は、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、空調設備設置工事の工事請負契約を締結するもので、いずれも、常任委員会での審査後、委員全員の賛成で「可決すべきもの」との決定を受け、12日の本会議において可決されました。

次に、陳情第148号「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び陳情第149号「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、委員会で審査されました。3ページから6ページに陳情書の写しを添付しております。この2つの陳情につきましては、「賛成多数」で「採択すべきもの」とされ、12日の本会議でも可決・採択されました。

2 所管事務調査につきましては、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、図書館の運営等について報告いたしました。

次に、7ページを御覧ください。一般質問では、5番 鈴木 和宏議員ほか5名から教育部関連の質問がございました。

8ページを御覧ください。はじめに、鈴木議員からは「教育現場での歯科保健の取組について」の質問があり、「小田原歯科医師会などの協力を得ながら、法律に基づく歯科検診をはじめ、模型を使った正しい歯の磨き方などの指導、給食後の歯みがきなどを行い、虫歯、歯肉炎などの予防だけでなく、良く噛むことの大切さなど、歯及び口腔の健康づくりへの意識向上を児童生徒に働きかけている。」旨、答弁いたしました。

次に、浅野議員からは「本市の学習支援・孤食対策等の現状について」質問があり、「学習支援は、生活困窮者自立支援制度に基づくものと放課後子ども教室があり、放課後子ども教室は、放課後の居場所として希望する全ての児童を対象に学習支援と体験活動を実施するもので、来年度には、全小学校に設置が完了する予定である。」旨、答弁いたしました。

次に、川崎議員からは「学校教育における大友亀太郎氏についての取組と実績について」質問があり、「小田原市の学校全体で一律には教材として扱っていないが、ゆかりのある千代小学校では、地域学習として、4年生の総合的な学習の時間等に、大友亀太郎氏の事績について、学校にある資料を見たりお墓のあるお寺に行き地域の方に話を聞いたりして学習している。」旨、答弁いたしました。

次に、楊議員からは「広域避難所である屋内運動場のトイレの洋式化について」の質問があり、「小学校の屋内運動場のトイレは、校舎のトイレ洋式化より優先して、平成24、25年度に男女各1基ずつ洋式化している。」旨、答弁いたしました。

次に、安藤議員からは「教頭の勤務実態やその把握について」などの質問があり、「県教育委員会が実施した「市町村立学校勤務実態調査」の結果から、教頭の超過勤務が多いことは認識している。具体的には、小・中学校ともに勤務日の超過勤務について、1日あたり平均3時間30分を超えており、校長や総括教諭・教諭等、他の職より多く、小田原市においても、この結果と同様の傾向にあると考えている。」旨、答弁いたしました。

9ページを御覧ください。佐々木議員からは「学校施設における点検方法及びその課題について」質問があり、「点検については、建築基準法に基づく「法定点検」を建築課職員が行うほか、学校職員が、建物のひび割れなどの周期点検の実施や、建物等に異変がないか気かけながら日々の教育活動を行っている。老朽化状況等から、専門性を高めた点検の実施や、点検の頻度を増やすなどの点検内容の充実が課題であると認識している。」旨、答弁いたしました。以上で教育部所管の市議会12月定例会の概要についての報告を終わりにいたします。

文化部長…資料の7ページをお開きください。

一般質問といたしまして、浅野彰太議員、川崎雅一議員、木村正彦議員の3人から質問がありました。

資料の10ページをお開きください。

はじめに、浅野議員から「日本遺産について、二宮尊徳翁のストーリーで再申請するつもりはあるか」との質問がありました。二宮尊徳翁をストーリーとした日本遺産については、平成27年度認定を目指し申請したものの、残念ながら認定されなかった経緯があり、その後も検討を重ねてきたが、文化庁の指導や専門家のアドバイスを受けるなかで、二宮尊徳翁をストーリーとしての再申請は困難と判断し断念するに至った旨、答弁いたしました。

次に、川崎議員から「郷土の偉人大友亀太郎先生」について、質問がありました。

まず、「大友亀太郎先生の業績の普及にどのように取り組んできたのか」という質問に対し、平成29年度に尊徳記念館展示室に、氏の紹介パネルを追加したこと、二宮尊徳翁の生涯や教を学ぶ市民向け講座「報徳塾」のなかで、史跡めぐりや氏の業績について取り上げている旨、答弁いたしました。

続いて、亀太郎先生の市民への普及についてどのように取り組んでいくのかという質問があり、資料のとおり、答弁いたしました。

次に、木村議員から「旧保健所跡地について」質問がありました。旧保健所跡地は、神奈川県から「文化・生涯学習施設」用地としての目的で取得していま

すが、施設整備には財政面や公共移設の再編等の大きな課題があることから、まず、旧松本剛吉別邸や小田原文学館の駐車場としての整備を先行的に進めた上で、当該用地の施設整備を検討していく旨、答弁いたしました。以上で、文化部所管の市議会12月定例会の概要についての説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、その他といたしまして、「平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況」につきましては、更新した資料を配布いたしました。本日は議事が多いため、配布のみとさせていただきます。委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

日程第3 議案第2号 市議会定例会提出議案(平成31年度予算案)に同意することについて **【非公開】** (教育部・文化部・青少年課)

教育部副部長…それでは、御説明申し上げます。

2月19日に開会する市議会3月定例会へ提出する平成31年度当初予算(案)につきまして、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものです。細部について御説明申し上げます。

資料「平成31年度当初予算要求概要(教育費)」の1ページをお開きください。

平成31年度当初予算額は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた14会計の合計額が1,572億6,505万2千円、前年度と比較いたしますと5億5,029万6千円の増、対前年度伸率は0.35パーセントの増となっております。一般会計の予算規模は673億円、前年度比較で9億円の減、対前年度伸び率で1.32パーセントの減となっております。

2ページの「平成31年度教育費予算総括表」を御覧ください。

教育費の総額は、ページ最下段、総合計の欄にお示ししたとおり、

60億2,312万3千円で、一般会計における構成比は8.95パーセントとなっております。平成30年度当初予算に比べ7,542万8千円の増、率にして1.3%の増となっております。

その主な要因は、中学校維持管理工事費、図書館運営経費の駅前図書施設整備事業費及び「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づく松永記念館整備活用事業の増等でございます。

3ページをお開きください。

平成31年度教育費予算の主な事業のうち、「教育部」関連の「教育総務費」「小学校費」「中学校費」「幼稚園費」について順次説明をさせていただきます。

はじめに、「教育総務費」の1「特色ある学校づくり推進事業」につきまして、校長の裁量のもと、「未来へつながる学校づくり」等を展開するための経費を計上いたしました。

2の「学校支援地域本部事業」につきましては、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えるための経費を計上いたしました。

3の「学校運営協議会推進事業」は、すでに設置している17校の学校運営協議会の運営費に加え、平成31年度から新たに8校に学校運営協議会を設置するための経費を計上いたしました。これで全小学校への設置が完了します。

4の「支援教育推進事業」につきましては、点検・評価でも御意見をいただいておりますが、教育上の配慮を必要とする児童・生徒一人ひとりの状態や発達段階、適性などを踏まえた適切な指導を行うために、個別支援員及び看護師を配置するほか、専門支援チームの派遣に係る経費を計上いたしました。

5の「教育相談事業」につきましては、教育相談員3人及び、インクルーシブ教育の推進を担当する教育相談員1人を配置する経費を計上いたしました。

6の「生徒指導員派遣事業」につきましては、生徒指導上の問題で学級運営に支障を来たすことが心配される中学校に対する生徒指導員の配置に係る経費を計上いたしました。

7の「高等学校等就学金事業」につきましては、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金を支給するもので、平成31年度から金額を年3万円から年4万円に増額するほか、他の奨学金との併給を可能としました。

なお、奨学金の単価の引き上げ及び支給条件の変更にあたりましては、小田原市高等学校等奨学金支給規則を改正する必要があると思いますが、3月25日に当初予算が議決された後、3月末までに改正しなければなりません。3月の教育委員会定例会は3月19日の開催予定になっておりますので、予算の議決以降に教育委員会定例会を開催できなかった場合は、教育長が臨時代理する対応とさせていただきたいと考えておりますので、この点について協議させていただきます。

8の「登校支援事業」につきましては、教育相談指導学級の運営費及び不登校の生徒が教室へ復帰するための場として設置している校内支援室への指導員の配置に係る経費を計上いたしました。

9の「読書活動推進事業」につきましては、児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任とする学校司書を臨時職員として配置するための経費を計上いたしました。点検・評価で指摘いただいているように、教員との連携も引き続き取り組んでまいります。

10の「学力向上支援事業」につきましては、少人数指導やチームティーチング指導をする際に必要なスタッフを派遣するほか、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つために専門的な教科指導ができる非常勤職員を派遣するための経費を計上いたしました。

11の「外国語教育推進事業」につきましては、外国語指導助手を小・中学校、幼稚園に配置するための委託料のほか、小学校における英語の教科化に向けて、学校や担任を支援する英語専科職員の配置のための経費を計上いたしました。

12の「いじめ防止対策推進事業」につきましては、いじめ防止対策に係る情報共有、協議の場として開催する「小田原市いじめ問題対策連絡会」の委員謝礼や「いじめ防止対策調査会」の委員報酬、講演会開催にかかる謝礼のほか、新たに「いじめ予防教室」の開催に係る経費を計上いたしました。いじめ防止対策調査会の報酬については、重大事態の調査に伴い増額となっています。

13の「体力・運動能力向上事業」につきましては、小学校の新体力テスト測定に向けて、児童が運動能力を発揮できるよう指導・助言をする体力・運動能力向上指導員や、点検・評価でも御意見をいただいている著名なアスリートを引き続き小・中学校に派遣する経費のほか、武道必修化に伴い武道経験者を非常勤職員として配置するための経費を計上いたしました。なお、小学校体育大会につきましては、学校の負担等に鑑み、来年度から廃止することといたしました。

4ページを御覧ください。

小学校費、中学校費、幼稚園費のうち、1及び5の「学校維持管理工事」につきましては、7ページをお開きください。

平成31年度工事の概要でございますが、校舎等の防水改修工事、高架水槽改修工事、給食受入室エレベーター改修工事及びトイレ改修工事を実施するものでございます。なお、普通教室等空調設備設置工事及び特別教室空調設備設置につきましては、平成30年度補正予算で措置したものを平成31年度に繰り越すものでございます。

4ページにお戻りください。

2及び6の「樹木剪定等委託」につきましては、倒木等の危険がある樹木について伐採・剪定するための経費を計上したものでございます。

3及び7の「学校施設修繕ボランティア活動関係費」につきましては、新規事業となりますが、学校施設の軽微な修繕について、地域団体等から自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給するための経費を計上したものでございます。

4の「放課後子ども教室推進事業」につきましては、すでに開設している18校に加え、平成31年度に新たに7校を開設し、全校で開設するための経費を計上したものでございます。

8の「教科書指導書整備事業」につきましては、中学校における道徳の教科化に伴い、教職員が使用するための教師用教科書や指導書を各中学校に配備するための経費を計上いたしました。

9の「部活動活性化事業」につきましては、中学校の部活動の指導をサポートする部活動地域協力者及び、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことのできる部活動指導員を配置するための経費を計上いたしました。

10の「公立幼稚園教育推進事業」につきましては、幼稚園教諭や園児を支援する臨時職員を配置するための経費などを計上いたしました。

次に、下段の債務負担行為の欄を御覧ください。

現在、管理諸室で使用するシステム電話機について、自動応答機能を有する機器に更新するための経費として平成36年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、教育部所管の平成31年度当初予算（案）の説明を終わらせていただきます。

文化部副部長…引き続き、文化部所管の主な事業について細部説明をさせていただきます。

資料5ページ、社会教育費「5 文化財保存修理等助成事業」からでございます。

「5 文化財保存修理等助成事業」につきましては、指定文化財の修理費や民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部について、継続事業として助成を行うものでございます。「6 緊急発掘調査事業」につきましては、遺跡の記録保存を行うための発掘調査等に要する経費を計上しております。「7 本丸・二の丸整備事業」につきましては、引き続き、御用米曲輪の近世の整備エリアである土塁の修景整備を行うとともに史跡小田原城跡保存活用計画の策定等を行うものでございます。「8 史跡等用地取得事業」につきましては、史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡内の3件の対象地を史跡用地として新たに購入するものでございます。「9 史跡石垣山保全対策事業」につきましては、引き続き、井戸曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行うものでございます。

次に、資料6ページに移らせていただきます。「12 図書購入費」につきましては、かもめ図書館をはじめ、市立図書館、自動車文庫等の図書資料を購入いたします。「13 駅前図書施設整備事業」につきましては、平成32年度

の開館に向けて、図書資料を30年度から順次購入しておりますが、31年度は2万冊を購入し、その選書作業やICタグの装備等を行います。また、指定管理者制度の導入を予定していることから、候補者の選定を行うため、「指定候補者選定委員会」を設置いたします。

「14 文学のまちづくり事業」につきましては、「白秋童謡の散歩道」の案内タイルの洗浄を引き続き実施するほか、30年度に新たに設置した「童謡大使」によるイベントの開催や、現在、上映中の映画「この道」のワンシーンなどを活用した「白秋童謡PR動画」作成するなど、北原白秋ゆかりの「童謡のまち小田原」を市内外にPRいたします。

3件ほど空けまして、「18 学校体育施設開放事業」につきましては、市民がスポーツに親しみ健康の増進とスポーツの振興を図るため、体育館等の開放を行うほか、PTAが事業主体として実施しております学校プール開放において、監視員にかかる費用の一部を助成するものでございます。

文化部副部長…変わりました、私の方から御説明申し上げますので、順番が前後しまして恐縮ですが、資料5ページにお戻りください。

下から2つ目の「10 キャンパスおだわら事業」につきましては、平成23年度から実施しておりますもので、引き続き、市民主体による生涯学習の推進を図るための費用を計上したものでございます。なお、予算額が減額となっておりますのは、受付事務用臨時職員賃金を、施設の一体的管理のため生涯学習センター本館管理運営事業費に付け替えたことなどによるものです。

次に、「11 官民協働によるまちづくり担い手育成事業」につきましては、「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する費用を計上したものでございます。

6ページをお開きください。「15 板橋の文化資産活用事業」につきましては、板橋周辺の歴史的建造物などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図るための費用を計上したものでございます。「16 地域資源調査事業」につきましては、博物館基本構想に示された「まちをまるごと博物館にする」取組みの推進に向け、郷土文化館収蔵資料や地域資源を調査整理し、将来のデータベース構築等に向けた作業を実施するための費用を計上したものでございます。「17 松永記念館整備活用事業」につきましては、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づく松永記念館整備活用事業として、松永耳庵が設えた無住庵の移築復元工事の費用を計上したものでございます。

以上で文化部所管にかかる平成31年度予算の主な事業につきましての御説明を終わらせていただきます。

青少年課長…資料の3ページにお戻りいただきたいと思います。それでは私から社会教育費のうち、青少年課所管の1から4までの事業につきまして、御説明いたします。

まず、「1 指導者養成研修事業」でございますが、高校生から成人を対象に、青少年指導者として必要となる実践的な研修を通し、地域や学校、青少年団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍いただける人材を養成する経費を計上したものでございます。内容といたしましては、専門の講師を招いて、指導者としての知識や技術の向上を図るための研修「おだわら自然学校」を実施いたします。

次に、「2 指導者派遣事業」でございますが、1の指導者養成研修事業により養成されました指導者の活躍の場として、小学校や地域が実施いたします体験学習に指導者を派遣することによって、子どもたちに感動や様々な体験が得られる多くの機会を提供するための経費を計上したものでございます。

次に、「3 地域・世代を超えた体験学習事業」につきましては、地域の資源や環境を生かした体験プログラムを通し、子どもたちの自立心や創造力など、豊かな人間性を育むとともに、ふるさと小田原への愛情を深めていけるよう、異世代交流を図る体験学習「あれこれ体験 in 片浦」を実施するための経費を計上したものでございます。平成31年度は今年度と同様に2泊3日のコースを1回の定員を60人として、2回計120人の参加者を対象に実施する予定であります。

また、次代の指導者確保に向け、ジュニアリーダーズクラブ等への加入促進事業に係る経費を計上したものでございます。

次に、「4 地域体験学習事業」でございますが、地域の担い手による地域単位での体験学習を通し、子どもたちが郷土愛を育むとともに、地域における世代間交流のできる機会を支援するための経費を計上したものでございます。

以上で青少年課にかかる説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(質疑)

吉田委員…4ページの9番「部活動活性化事業」について、部活動地域指導協力者や部活動指導員の方への支払いの額はどのくらいで計算しているのでしょうか。

教育指導課長…部活動地域指導協力者については、1回あたり500円となっております。部活動指導員については、時給単価1,600円相当で計上しております。

吉田委員…以前、部活動地域指導協力者への支払いが500円は安すぎないかという話があったかと思いますが、値上げする予定はないのでしょうか。

教育指導課長…値上げについては検討してきているところですが、実際は、予算額を超えた分は無償でやっていただいております、お気持ちでやっていただいているという現状があります。他市の状況等の調査としては、同じくらいの額でやっているところもあれば、これより安いところもあり、額の設定について、いくらが適正なのかという判断も難しいということもあり、現状維持となっております。方向



性としては、実際に、回数を多くやっていただいている方には回数分のお支払いができれば良いのですが、枠が決まっており、それを超えた分についてもお気持ちでやっていただいております。

吉田委員…500円ということを理由に、協力者が足りないということはないのでしょうか。

教育指導課長…それはございません。

吉田委員…ボランティア精神でやっていただいているということですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

栢沼教育長…以上で、生涯学習課、文化財課、スポーツ課及び青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(生涯学習課、文化財課、スポーツ課、青少年課職員 退席)

日程第4 議案第3号 市議会定例会提出議案(小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例)に同意することについて【非公開】 (図書館)

図書館長…それでは、私から、御説明申し上げます。

本案は、小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例について市長に申出を行うものです。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

まず、「改正等の理由」でございますが、小田原市図書館施設・機能整備等基本方針に基づき、新たに小田原駅東口図書館を設置するほか、市立図書館を廃止し、及びかもめ図書館を本市の図書館行政を統括する施設として位置付ける等のため、関係条例を改正し、及び廃止するものでございます。

「内容」の1につきましては、小田原市図書館条例を一部改正し、本市の図書館体制を整備することに伴いまして、市立図書館を廃止するとともに、かもめ図書館を本市の図書館行政を統括する施設として位置付けるため、名称を「小田原市立中央図書館」に変更するものでございます。

次に、2につきましても、小田原市図書館条例の一部改正をし、新たに小田原駅東口図書館を設置することなどに伴いまして、東口図書館の休館日及び開館時間、施設の管理基準として、入館制限及び損害賠償に関し必要な事項を定めるものでございます。

また、東口図書館の管理は、指定管理者に行わせることから、指定管理者制度の導入及び指定管理者が行う業務の範囲を定めるものでございます。

次に、3につきましては、星崎記念館条例の廃止でございます。先ほど、御説明しましたとおり星崎記念館は、図書館としての使用を廃止することに伴い、条例を廃止することとするものです。

本条例の適用でございますが、市立図書館の廃止等及び星崎記念館条例の廃止につきましては、平成32年4月1日を予定し、小田原駅東口図書館の設置等につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日とするものでございます。

最後に、当該条例の一部改正に伴う手続きの状況でございますが、お手数ですが、参考資料2「小田原市図書館条例の一部改正等に対する市民意見の募集結果について」を御覧ください。

「小田原市意見公募手続条例」の規定に基づき、平成30年12月14日から平成31年1月15日までの間、市のホームページへの掲載や、各支所、連絡所等の配架によるパブリックコメントを実施した結果、16件の御意見がありました。今回の条例に反映させるものはございませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

日程第5 議案第4号 市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】 (図書館)

図書館長…それでは、私から、御説明申し上げます。

本案は、小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について市長に申出を行うものです。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

「改正理由」でございますが、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査等をする附属機関として小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会を設置するため、小田原市附属機関設置条例を改正するものでございます。

「内容」につきましては、教育委員会の附属機関として、小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会を設置するものでございます。設置目的につきましては、市長及び教育委員会の諮問に応じて東口図書館及び子育て支援センターにおける指定管理者の候補者選定等に関する事項の審査、結果報告、必要と認める事項に関する意見具申を行うことでございます。

おだびよ子育て支援センターについては、教育委員会の管轄ではございませんが、共同事業体を想定し、一緒に指定管理業務を行っていくため、面積等から

主に図書館が中心となりますので、教育委員会附属機関として設けるものです。

委員の数は10人以内とするものでございます。

本条例の適用は、平成31年4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

#### (質疑)

萩原委員…おだびよ子育て支援センターについては、現在はないのでしょうか。

図書館長…現在は、小田原駅西口にございますおだびよ子育て支援センターが移設するかたちとなります。

吉田委員…現在、小田原駅西口にある、おだびよ子育て支援センターがなくなり、図書館のところにできるということでしょうか。

図書館長…同じフロアに、隣接して設置されます。条例が一括になるのは、管理を共同で行っていくために、このようになっております。

吉田委員…おだびよを現在運営している団体がありますよね。そこは一度契約を解除して、新たに選定を行うということでしょうか。

図書館長…解除ではなく、契約満了となるように開設の時期を合せて契約しています。

教育総務課長…前職で担当をしておりましたので説明いたします。現在の団体を選定する際に、条件として、新しい施設に移転し、開設する場合は、その期間までとすることを付しております。

吉田委員…附属機関を設置して、指定管理者の候補を選ぶということですが、図書館の指定管理者と、おだびよの指定管理者として別々の団体を選ぶけれども、その2つが共同で管理できるようにするために、教育委員会の附属機関として選定委員会を設置するというのでしょうか。

図書館長…共同事業体として応募してくることを想定しております。1つの事業体で、図書館と子育て支援センターの運営を行うことも可能ですが、多くの場合は、複数の企業、団体がタッグを組んで、共同事業体として応募をしていくことが一般的なかたちになると考えております。

吉田委員…今まで図面などを見せていただき、連携しながら運営していくということは聞いておりましたが、共同事業体に運営させるという方針はいつ決まったのでしょうか。

図書館長…昨年末に内部の方針として固めたところですが、正式には、指定候補者の選定委員会において募集の要件を決めてまいります。市議会でも共同で行えないかという御意見をいただいております。施設の管理、運営いずれにおいても接している部分を共同で使っていくということにおいても共同事業体が良いのではないかとということで、他都市の共同事業体の事例などを参考に判断いたしました。

吉田委員…附属機関の選定委員会のなかで、共同事業体で公募するのか、別々に公募するのかということを決めていくのでしょうか。

図書館長…指定管理者に指定するのは、あくまでも1つの組織に対してとなります。1つの組織というのが、1つの会社で子育て部門、図書部門を総括しているという可能性もありますが、多くの場合は、専門業者同士が企業体をつくるようになると思います。そのため、別々の団体を指定管理者として公募するというではありません。

吉田委員…ここで判断することは、東口図書館と子育て支援センターを共同事業体に運営させるということは、どこか分からないところで決まったもので、選定委員会を設置するという事についてのみということでしょうか。

図書館長…条例全般について同意いただけるかどうかを議論いただいておりますので、図書館及び子育て支援センターという部分についても含んでおります。

栢沼教育長…吉田委員の質問にもありましたが、共同体として実施するという事は決まっています、教育委員会としては、指定候補者選定委員会を設置するという事について判断するという事ですか。

図書館長…この条例案について同意いただけるかどうかということです。共同事業体ということをお願いしましたが、東口図書館と子育て支援センターを一括して受託する指定管理者ということは内部の方針ですので、そこを含めた条例改正について御意見を伺っております。

吉田委員…様々なやり方があると思いますので、図書館と子育て支援センターが息を合わせてやっていくことは良いことであると思いますが、子育て支援センターというのは、基本的に福祉や保育の取組みであると思います。虐待の予防もありますし、保護者の孤立の解消など、保健福祉の関係や、医療とのつながりもあると思います。図書館の運営ということと上手くマッチする団体が出てくると良いですけど、性質が違うものではないかと思いますが、そういった点はどうでしょうか。

図書館長…多くの場合は、専門家同士が共同企業体で応募してくるという形になっております。実際に県内等で指定管理者となっている複数の団体にお伺いしたところ、地元で実績のある子育て支援センターの運営者と組むことは可能であり、また他地域で実績のある団体と組むことも可能であるということです。今後の指定候補者の選定委員会には、図書館と子育て支援の両方の分野から出ていただきますので、そのなかでどこを重点として判断していくかという議論をしていただいたうえで募集要項を確定させることとなります。

和田委員…吉田委員の発言のように、福祉部門と教育部門が1つの共同体を作ることですが、責任所在といいますか、問題が生じたときに、指定管理の団体が責任を負うと思いますが、専門的な分野が全く違うので、うまくいくのか疑問に思います。

図書館長…ある共同事業体が行っている1つの事例ですが、図書館部門と子育て部門、これらの総合的なコーディネート部門という3つの業者が一体となって、コーディネートを含めた役割を分担しているということもあります。責任の所在が明確でないというお話がありましたが、共同事業体を想定した一括管理を選んだ大きな理由に、責任の押し付け合いにならないようにするということがありますが、ここで何か問題が生じた場合に、双方から自分たちの責任ではないと言われてしまうと、その調整が行政の役割になってしまいます。1つの事業体であれば、引き受けた事業体の責任において、連携も進めていけるだろうという想定です。具体的な事例を考えた場合、それぞれ独立しているより、一括した管理委託のほうが、連携という意味でも、責任という意味でも、また、判断という意味でも合理的ではないかと考えております。

和田委員…今後、複合施設をつくっていく場合、常にこういった問題が生じるとは思います。

図書館長…事業体のなかでも組織化いたしますので、誰に最終的な判断があるのか、責任があるのか、また、コーディネートの役割を取り入れる場合もあります。それぞれ共同事業体のなかで連絡管理を行っているという事例も伺っておりますので、その点に関しては、不安は持っておりません。

吉田委員…図面からも、つながっていることは分かり、先ほどの話のような問題が起きたときに一括して団体に任せてしまえば、トラブルが起きても、市には責任はないので、合理性を追求するのであれば図書館と支援センターあわせて事業体に任せてしまったほうが良いかと思いますが、コンペしたときに、図書館はこちらの団体が良く運営できそうだが、子育て支援については、こちらの団体のほうが良さそうといったことがあると思います。大変難しい問題ですが、市としての運営の合理化を求めるのか、市民サービスの向上を求めるのかで違ってくるのではないかと思います。

図書館長…吉田委員のコンペについてのお話の点については、内部でも議論したところです。現在は、どの事業者も指定管理者制度について内容が練れてきておりますので、それぞれが努力、工夫されています。そのなかで、どのポイントを高くするのかを考えたときに、今回は連携という新たな形が、評価のポイントになるのではないかと想定しております。どこに力を入れていくかということ、選定委員会で議論していただくこととなります。小田原市においては初めてのやり方かもしれませんが、他市では既に実績がある団体がありますので、今回は一体として行うことが、施設を一番生かした、また、指定管理という制度を生かしたかたちになるのではないかと考えております。

和田委員…他市で先行事例があるということが何度か言われていますが、選定委員になった方が具体的なことを議論していくと思いますので、選定委員会に、そういった点について注意しながら選定していただきたいということをお願いしたいと

思います。また、必ずしもうまくいくとは限らないので、そういった場合に変更できるような決まりがあると良いと思います。指定管理については期間を決めるのでしょうか。

図書館長…経営の安定等もありますので、あまり短期ではなく、ある程度の期間で契約するようになりますが、付帯条項という形で、業務が執行できない場合については決めるようになるかと思います。最初のことなので、試行錯誤しながらかたちをつくっていくと思います。

栢沼教育長…図書館にしても、支援センターにしても、市の考えや、市民からのニーズに対応できる施設になるような事業者を選定しなくてはならず、現場からの要望があったとしても、契約で定めていないと言うことができません。そういったことをなくすためには、最初の契約のなかで決まっていけないので、指定管理者制度でうまくいかず、直接雇用に戻したような事例もありますので、そういった危惧もあるかと思います。

図書館長…指定管理で重要なのは評価であると思っており、いずれの業者も継続して指定を受けたいということで、企業努力が各施設で発展してきているということもありますので、御心配いただいている点については、十分にこちらの意見を伝えていくとともに、きちんとした評価の体制を取り、市民サービスの向上につながる指定管理者制度であるという根本を忘れずにしたいと思います。

吉田委員…選定委員会が開かれたときに、選定の基準については、基本は市が提示するというように良いでしょうか。

図書館長…原案としては行政が作成します。図書館については、図書館協議会から選定委員会に自分たちの意見を反映させたいという希望をいただいておりますので、図書館協議会とも確認したうえで、行政で原案を作成したいと考えております。

吉田委員…子育て支援センターについては別の部署が選定の基準を作成し、合わせた合計点で選定するようになるのでしょうか。

図書館長…配分がありますので、両課で調整し、一本にまとめることになると思います。

吉田委員…子育て支援センターについては、どこの課が行うのでしょうか。

図書館長…子育て政策課になります。

吉田委員…それには、コーディネート機能も必要になると思います。両方の考え方を一致させたり、調整させたり、特に企業の共同体であると、応募のために便宜的に名前を連ねるという可能性もありますので、重要になると思います。

図書館長…評価のポイントとして、連携ということが、どれだけの重きを持たせるかというところは具体的な数値で相談してはおりませんが、ポイントになるであろうと想定しております。

栢沼教育長…共同体のなかに、図書館と子育て支援とあわせてコーディネート機能を受け持つことも考えているということですか。

図書館長…コーディネートが別組織として組まれるか、あるいは、2社で協議してコーディネート機能をどのように持たせるかは応募者の考えになってくると思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

日程第6 議案第5号 市議会定例会提出議案(平成31年3月補正予算案)に同意することについて【非公開】 (教育部)

教育部副部長…それでは、私から御説明申し上げます。

2月19日に開会する市議会3月定例会へ提出する平成30年度小田原市一般会計補正予算(案)につきまして、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものです。内容について御説明申し上げますので、議案書をおめくりいただき、平成30年3月補正予算要求概要を御覧ください。

この度、空調設備設置事業に係る国庫補助金が交付決定したことに伴い、平成30年度9月補正予算で計上しておりました「小中学校普通教室等空調設備設置事業」について財源の組み替えをするとともに、城山中学校ほか3校の特別教室に空調設備を設置するための事業費を計上し、繰越明許費とするほか、小学校の暖房用燃料を増額するための補正予算でございます。

資料1 ページの上段、歳入の欄を御覧ください。

1段目と2段目の(項)国庫補助金(目)教育費補助金につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、小学校費補助金・中学校費補助金それぞれの大規模改造事業費補助金を増額するものであります。

続きまして、3段目と4段目の(項)市債(目)教育債につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、地方財政措置が講じられ、また、通常より充当率が高い補正予算債を活用できることから、小学校債・中学校債それぞれの義務教育施設整備事業債を増額するものでございます。

次に、下段、歳出の欄を御覧ください。

(項)小学校費及び(項)中学校費それぞれ1段目の学校施設維持・管理事業につきましては、普通教室等空調設備設置事業費について、国庫補助金の交付決定に伴い、財源を組み替えたものでございます。

2段目にお戻りください。(項)小学校費(目)学校管理費の学校教材等整備・管理事業の暖房用燃料につきましては、学校環境衛生基準が平成30年4

月 1 日付けで改正され、教室等の望ましい温度の基準が「10℃以上、30℃以下」から「17℃以上、28℃以下」に見直されたことに伴い、使用量の増加が見込まれる小学校の暖房用の燃料費を措置するものでございます。

なお、中学校分につきましては、当初予算内で対応できると見込んでおります。

続きまして、4 段目及び裏面 2 ページの上段、繰越明許費補正欄の 1 段目の空調設備設置事業を御覧ください。こちらは、城山中学校、千代中学校、鴨宮中学校及び泉中学校の特別教室に空調設備を設置するための工事請負費について、翌年度の工事として計画していたところ国庫補助金が前倒しで交付決定されたことから国庫補助金及び市債を財源に計上し、次年度へ繰り越すものでございます。

2 ページ繰越明許費補正欄 2 段目及び 3 段目のフェンス新設事業につきましては、酒匂幼稚園フェンス新設工事の仕様変更に伴い資材の納期に日数を要し、年度内の工事の完成が困難になったことから、一括発注している酒匂中学校分を含め、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正の欄を御覧ください。平成 30 年度当初予算で債務負担行為を設定した教育ネットワークシステムについて、平成 31 年 10 月からの消費税増税により、限度額を超えてしまうことから限度額を補正するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

日程第 7 議案第 6 号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて【非公開】（学校安全課）

学校安全課長…それでは私から説明いたします。

工事請負契約の締結について市長から意見を求められたので、原案に同意することについて議決を求めるものです。

内容でございますが、平成 30 年 12 月 12 日に市議会の議決を得て契約を締結した小田原市立小中学校普通教室等空調設備設置工事について、契約の相手方を東海気熱・アソー熱工業・山室電機共同企業体から、アソー熱工業・山室電機共同企業体に変更するものでございます。

共同企業体内におきまして、東海気熱が脱退することになりましたため、残る 2 社による共同企業体との契約に変更するものでございます。



なお、工事完成を予定通りにすすめるため、速やかに契約を締結する必要があるため、本件につきましては、教育委員会による同意の後、市長の専決により契約を締結し、議会には専決処分の報告を行う予定です。

以上で議案第6号市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについての説明を終わります。

（質疑・意見等なし）

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

## 7 教育長閉会宣言

平成31年2月22日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（萩原委員）